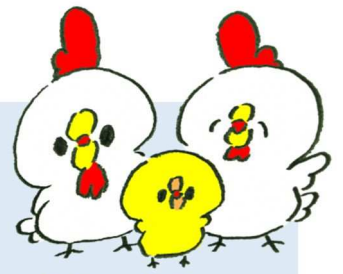


壬生町空家バンクとは



空家バンクは町内における空家等を、住替え支援及び移住手移住の促進による地域の活性化を図るために有効活用する制度です。所有者の方にとっては不要な空家も、誰かにとっては魅力的な物件かもしれません。

～壬生町空家バンク3つの安心ポイント～

1. 「不動産のやり取りがわからなくても大丈夫！」

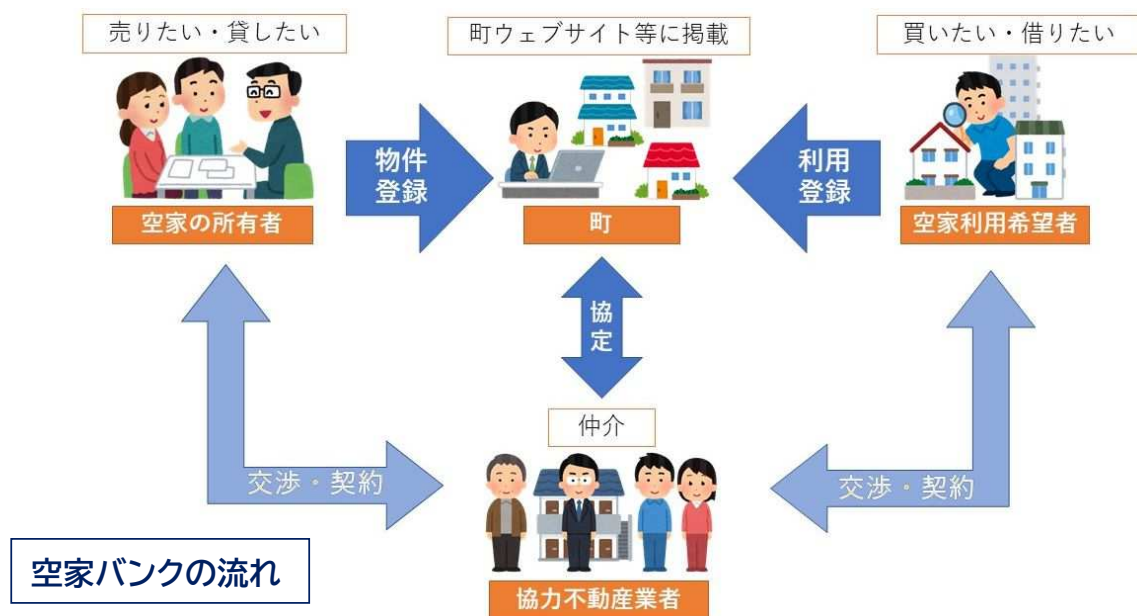
町が協定を結んでいる不動産団体の協力をもとにおこなっており、不動産取引のプロが携わっておりますのでご安心ください。

2. 「空家バンクの利用は無料です！」

但し、不動産団体に依頼した場合、宅地建物取引業法で定められた仲介手数料が必要になります。また、申請に必要な各証明書等の取得料は必要になります。

3. 「暴力団や暴力団員は制度を利用できません！」

栃木県警察署協力のもと、登録者のチェックを行います。



問い合わせ先

壬生町建設課住宅係

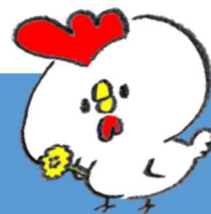
登録物件一覧や制度詳細は
壬生町公式ホームページを
ご確認ください



☎0282-81-1849

〒321-0292 壬生町大字壬生甲3841番地1

空家を登録する方法



空家を売る・貸すための登録は、概ね次のような流れになります。まずは建設課までご相談ください。

※所有者様のご事情等により、多少変わることがあります。

● 空家バンク登録申請書をご提出ください

対 象 と な る 物 件

- ☐ 現在居住していない、又は近々居住しなくなる予定である
※住民登録がある場合は、事前にその旨お伝えください。
- ☐ 個人が所有している
- ☐ 所在は壬生町内である
- ☐ 一戸建てである
- ☐ 住居として利用可能である 等

申請書および必要書類を揃え、建設課に郵送もしくは直接窓口でご提出ください。

- ☐ 空家バンク登録申請書(壬生町公式ホームページ又は建設課窓口で取得)
 - ☐ 案内図(手書き、コピー問いません)
 - ☐ 間取り図(手書き、コピー問いません)
 - ☐ 建物の状況写真(外観、内部の写真)
 - ☐ 登記事項証明書(土地・建物)
 - ☐ 所有者の住民票謄本(世帯全員記載、発行日が3か月以内)
- <相続登記未済の場合> 戸籍謄本、他の相続人の同意書等
<申請者が所有者と異なる場合> 委任状

● 現地確認に立ち合いをお願いします

建物の外部及び内部を拝見させていただくため、所有者様の立ち合いをお願いしております。ご都合の良い日時をお伝えください。

なお、受任者に鍵を預ける場合は、所有者様が立ち会う必要はございません。

● 登録完了通知が届きます

これで登録のお手続きは完了です。概ね1か月程度で登録完了通知がお手元に届く予定です。通知が届くころには、壬生町空家バンクにて登録物件が公開されておりますので、是非ご覧ください。

● 不動産団体を通して契約交渉等

物件の利用希望者が見学・内覧等の希望や成約の意思表示をした場合、担当の不動産団体が対応いたします。成約後には、成約報告書の提出をお願いします。
※物件が空き家バンク以外で成約された場合や、諸事情により募集停止、取り下げ等を行う場合には届出が必要になります。

POINT

「どこに相談したらいいかわからない…」 「お願いしたい不動産業者が決まっていない…」 という方へは、多少お時間を頂くこととなりますが、不動産団体から推薦された不動産業者を紹介させていただきますので、ご相談ください。